



Earth Negotiations Bulletin
The International Institute for
Sustainable Development
<http://www.iisd.ca/>



公益財団法人
地球環境戦略研究機関
Institute for Global
Environmental Strategies
<http://www.iges.or.jp>



(一財)地球産業文化研究所
Global Industrial and Social
Progress Research Institute
<http://www.gispri.or.jp>

Vol.12 No.675

2016年5月26日(木)

ボン気候変動会議 2016年5月25日(水)

水曜日、ボン気候変動会議では、午前中、APA のオープンエンドな非公式協議を続けた。適応の計画策定及び実施のための効果的な政策枠組及び制度アレンジに関する TEM は、午前中と午後早くに開催された。午後、SBI は、閉会プレナリーの第 1 部を開催し、APA は非公式協議を行った。SBI 及び SBSTA の非公式協議は、この日一日を通して開催された。

APA

パリ協定 15.2 条に規定する実施推進及び遵守促進のための委員会の効果的な運用に関する法性及び手順:

共同議長 Sarah Baashan は、締約国に対し、次の項目について議論するよう求めた: 実施推進及び遵守促進のメカニズムの特性; 遵守委員会の作業のトリガー及び同委員会が行える行動。

特性に関し、多数の締約国は、このメカニズムは、促進的、非懲罰的、非対立的であるべきだと強調し、他の数ヶ国は、各国の国情及び締約国の能力に配慮する一方で、世界共通のものであるべきだと付け加えた。

インドは LMDCs の立場で発言し、同委員会の二重の役割を強調し、先進国及び途上国間の差異化の運用を開始するよう促した。日本は、各国の能力及び状況の考慮は「分類別(categorical)」ではなく、各国により異なると述べた。

オーストラリアは、遵守は個別の義務にのみ適用されるものだと強調し、スイスと共に、その例として報告書(の提出義務)を指摘した。ノルウェーとメキシコは、法的拘束力のある義務で遵守を促進し、実施の推進は別な条項で行うことを提案した。コンゴ民主共和国は LDCs の立場で発言し、同委員会は法的拘束力のある要素と自主的な意欲による要素の両方で実施を推進することは可能だと述べた。

コスタリカは AILAC の立場で発言し、「全ての国際的な義務」は同委員会の範疇に入るべきだと発言した。インドネシアは、遵守委員会の範囲には緩和、適応、MOI を含めるべきだと述べた。

カナダは、協定の他の要素の進化に伴いこのメカニズムを発展させることを提案し、EU と共に、順守体制が協定の他のメカニズムとどう関係するか、検討を求めた。ニュージーランドは、透明性メカニズムと遵守メカニズムのリンクを強調した。



Earth Negotiations Bulletin
The International Institute for
Sustainable Development
<http://www.iisd.ca/>



公益財団法人
地球環境戦略研究機関

Institute for Global
Environmental Strategies
<http://www.iges.or.jp>



(一財)地球産業文化研究所
Global Industrial and Social
Progress Research Institute
<http://www.gispri.or.jp>

トリガーに関し、G-77/中国の立場で発言した中国、AILAC の立場で発言したコロンビア、カナダ、スイス、LMDCs、アフリカグループの立場で発言したマリ、インドネシアは、自国付託型(self-referral)トリガーを提案した。G-77/中国、カナダ、スイスは、締約国同士のトリガーも支持した。

G-77/中国及び AILAC は、技術専門家がトリガーの役割を果たすことを提案し、スイスは事務局を追加した。イランは、非国家の締約者及びオブザーバーはトリガーとなるべきでないと強調した。

中国は、トリガープロセスの前及びその途中に明確化を行う段階を設置するよう提案し、多様な段階において、事務局やCMA議長団、透明性専門家など異なる行動者がどのような役割を果たせるか検討する必要があると指摘した。

AILAC は、不遵守の可能性に対する早期警報を強調した。AOSIS は、トリガーは異なる事情に敏感であるべきだと強調した。

オーストラリアは、同委員会の各国への働きかけを可能にする「積極的な(active)」トリガーと、同委員会の対応を開始するにはインプットが必要となる「受身の(passive)」トリガーを指摘した。

LDCs、ニュージーランド、韓国は、トリガーは透明性枠組とリンクさせることが可能だと発言し、AILAC は、透明性枠組は唯一のインプットであると指摘した。サウジアラビアはアラブグループの立場で発言し、パリ協定の他の要素との拙速なリンク付けに警告した。

オーストラリアと AOSIS は、トリガーに関するテクニカルペーパーの作成を支持したが、LMDCs は反対した。ベトナムと米国は、更なる審議を求めた。

同委員会の **行動**に関し、LMDCs は、実施を支援する資金メカニズムへの提案を提示した。アフリカグループは、不遵守の原因を特定し、技術支援及びキャパシティビルディング支援を推進するよう提案した。

スイスは、同委員会は遵守を改善する方法に関する結論書を提供できることを示唆すると共に、目標の達成から大きく外れた時は警告を発することができることを指摘した。

米国は、トリガーと行動に関する議論は、同委員会の範囲から派生したものだとして強調した。

インドネシアは、同委員会は各国の国情の観点から、CMA に対する提案を策定すべきだと述べた。中国は、その後、CMA において、同委員会の提示する「推進措置(facilitative measures)」に基づき措置を決定することを提案した。

カナダは、最適な解決策を見出すため分析を行うよう求め、ノルウェー、LDCs、スイスと共に、締約国の文書提出、そして/または事務局からのテクニカルペーパー提出を提案した。EU は、まずマラケシュにおいて議論の深化を図るよう求めた。米国とアラブグループは、この段階でのテクニカルペーパー作成要請に反対した。

パリ協定の実施に関係する更なる問題:

共同議長 Jo Tyndall は、次の項目を議論するよう締約国に求めた: パリ協定が早期に発効した場合に CMA 1 が制定できる手順及び事務管理上のアレンジ、及びこれらのアレンジ制定のタイムライン; CMA 1 での決定が必要とされる手順上、制度上、事務管理上の問題; 補助機関及び構成組織に委託された作業における進捗状況に関する COP 22 への報告の法性。



Earth Negotiations Bulletin
The International Institute for
Sustainable Development
<http://www.iisd.ca/>



公益財団法人
地球環境戦略研究機関

Institute for Global
Environmental Strategies
<http://www.iges.or.jp>



(一財)地球産業文化研究所
Global Industrial and Social
Progress Research Institute
<http://www.gispri.or.jp>

早期発効の場合の手順及び事務管理上のアレンジに関し、事務局は、パリ協定の発効時には、同協定の程度が運用可能となること、さらに発効後の最初の COP では CMA 1 を開催しなければならないことを説明した。事務局は、もし 2016 年 10 月 7 日までに十分な数の批准文書が確保されるなら、マラケシュで CMA 1 が開催されると指摘し、二つのオプションを提示した。第 1 に、APA、SBs、構成組織の支援を受ければ、CMA は作業計画を進めることができるが、これには APA を延長するとの COP 決定書が必要となる。第 2 に、CMA は、COP に対し作業計画の継続を要請して CMA の第 1 回会合を中断し、その後の COPs において再開し、進捗状況を把握して適切な決定を行うことができる。

スイス、EU、AILAC の立場で発言したペルー、米国、ノルウェー、日本は、期限を定めた中断オプションを支持し、一部のものは 2018 年を期限として提案した。アルジェリアは LMDCs の立場で発言し、作業計画の結論が出るまで APA のマンデートを延長するよう提案した。南アフリカは、中断を支持し、COP 22 ではこの点を理解する決定書を採用すべきだと付け加えた。

LDCs は、パリ協定の暫定的な適用について審議し、ドーハ合意の批准を促した後でなければ、CMA 1 中断の審議は考えられないと述べた。ブラジルは、CMA 1 の中断は政治的に誤ったシグナルを出し、問題の審議を遅らせるのではないかと懸念した。

AOSIS は、条約のオブザーバーは議論には全面的に参加可能だが、意思決定には参加できないとする京都議定書で設定された実施方法を用いるよう求めた。米国、インドネシア、南アフリカは参加性原則を支持した。

マリはアフリカグループの立場で発言し、全ての締約国による「効果的で衡平な(effective and fair)」参加を求め、COP 22 におけるこの項目に関するコンタクトグループの設置を支持した。

COP 22 における報告の法性に関し、AILAC は、COP 22 の間に進捗状況把握会合を開催するよう求めた。日本は、COP 22 議長職における進捗状況把握会合の開催を提案した。アラブグループは、各組織間で進捗の足並みをそろえるよう、共同議長及び議長を支援するコンタクトグループの設置を提案した。LMDCs、日本、ベトナムは、補助機関及び構成組織の議長に対し、APA への報告を招請することを提案した。

EU は、決定書 1/CP.21(パリ会議の成果)には必要な全ての法性が含まれていると述べた。

メキシコは、全ての組織において、パリ協定の序文パラグラフに記載される要素、特に人権、先住民の権利、性の平等、世代間の衡平に関する要素での作業進展を確認するため、ワークショップを開催するよう求めた。

SBI

議長 Chruszczow はプレナリーの開会を宣言、結論書草案採択の準備ができている項目を審議するよう求めた。



Earth Negotiations Bulletin
The International Institute for
Sustainable Development
<http://www.iisd.ca/>



Institute for Global
Environmental Strategies
<http://www.iges.or.jp>



(一財)地球産業文化研究所
Global Industrial and Social
Progress Research Institute
<http://www.gispri.or.jp>

京都議定書のメカニズム: CDM EB の決定に対する上訴:

議長 Chruszczow は、合意には至らなかったと報告し、SBI に対し、次回会合での審議継続を求めた。ロシアは、この手順上の要請は議長による結論書草案に提示されるべきだと指摘し、適正な手順段階を確認するための時間を要請した。議長 Chruszczow は、SBI は 5 月 26 日にこの項目について議論すると指摘した。

LDCS 関係の問題:

議長 Chruszczow は、結論書草案(FCCC/SBI/2016/L.6)を提出した。SBI は、締約国及び他のものに対し LDCF への資金供与を促すパラグラフに対し、「そして/または GCF(and/or the GCF)」との表現を「資金メカニズムの運用機関(the operating entities of the Financial mechanism)」と言う表現に置換するという口頭での改定を行い、この結論書を採用した。

東チモールは、LEG の 5 年自動更新(rolling)作業計画は、脆弱な諸国による NAPs 及び NAPAs の実施を助けると述べ、LDCF への追加資金供与は有用であると指摘した。

SBI は、次の結論書を採用し、適切な場合、決定書草案の COP / CMP への送致を提案した:

附属書 I の報告作成: 第 6 回国別報告書及び第 1 回隔年報告書の取りまとめと統合(FCCC/SBI/2016/L.1);

IAR の成果(2014-2015 年)(FCCC/SBI/2016/L.12 及び Add.1);

CDM の法性及び手順のレビュー(FCCC/SBI/2016/L.13);

JI ガイドラインのレビュー及び手順書草案の実施(FCCC/SBI/2016/L.8 及び Add.1);

NAPs(FCCC/SBI/2016/L.9);

適応基金の第 3 回レビュー(FCCC/SBI/2016/L.10);

パリ協定の実施支援に関係する技術メカニズムの定期的評価のための範囲及び法性(FCCC/SBI/2016/L.5);

議定書の下で設置された構成組織における個人の特典と免責(FCCC/SBI/2016/L.3);

条約の下で設置された構成組織における個人の特典と免責(FCCC/SBI/2016/L.4)。

SBSTA / SBI

適応に関する TEM: 適応計画策定及び実施のための効果的な政策枠組及び制度アレンジ:

制度アレンジに関し、あるパネリストは、ザンベジ川流域(Zambezi basin)のエネルギー及び灌漑プロジェクトへの投資不足への注目を求めた。指摘された別な課題は、ミャンマー及び日本がプレゼンテーションを行った事例での異なる政府官庁同士での調整が必要なことであった。さらにパネリストは、NAP プロセスの進捗状況把握分析、適応手法の主流化、明確な時間枠の提供における経験が有用であったと強調した。あるパネリストは、バヌアツでの経験について発言し、政策決定プロセスへの女性の参加を得るため、積極的差別解消行動をとる機会があると強調した。



Earth Negotiations Bulletin
The International Institute for
Sustainable Development
<http://www.iisd.ca/>



公益財団法人
地球環境戦略研究機関

Institute for Global
Environmental Strategies
<http://www.iges.or.jp>



(一財)地球産業文化研究所
Global Industrial and Social
Progress Research Institute
<http://www.gispri.or.jp>

議論では、再現可能なグッドプラクティスでの経験について情報交換が行われた、この中には、優先度の特定、及び問題の解決に利害関係者が参加することも含まれた。ある発言者は、UNFCCC において、強化された行動を推進するため、不確実性の管理に関するガイドラインを作成することを提案した。

分科会では次が議論された: 利害関係者の参加など、他レベルのガバナンスに関する地域の、国家の、小国家の展望; 国家レベル及び地方レベルでのモニタリング及び評価における新しい実施方法、及び民間部門のモニタリング及び評価から進化した新しい基準。

午後、参加者は、再現可能なグッドプラクティス、支援、パートナーシップなど、効果的な政策枠組のオプションについて議論した。

廊下にて

水曜日、SB 44 の第 2 週が終りに近づく中、ボン気候変動会議の多数のものは、マラケシュでの COP 22 を見据え始めていた。

COP 22 における優先分野、活動、行動に対する期待感を話し合う次期議長職主催の非公式昼食会から出てきたものの中には、モロッコの議長は明らかに「聴講モード(listening mode)」であるが、ある参加者はプロセスの早い段階で積極的な参加レベルに引き上げることが「COP 22 が行わなければならない全てのものを実現し、それ以上になる」可能性が高まると考えていたことを指摘した。しかし、一部の参加者は、COP 22 は「行動」なのか、「実施」なのか、「MOI」なのか、それとも恐らくは「若者の」COP なのかはまだ明確になっていないと感じた。

マラケシュへのロードマップを示した APA 共同議長配布の結論書草案での協調を図るべく参加者が集まる中、これらの参加者がボンを離れる時は、ある参加者の言う提出文書の「洗濯物リスト(laundry list)」を持ち帰り、この夏いっぱい、その作業に追われることが明らかになった。

ENB のサマリーと分析: Earth Negotiations Bulletin のボン気候変動会議のサマリーと分析は、5 月 29 日曜日に下記でダウンロード可能になる予定:

<http://www.iisd.ca/climate/sb44/>

(IGES-GISPRI 仮訳)

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Rishikesh Ram Bhandary, Alice Bisiaux, Mari Luomi, Ph.D., and Virginia Wiseman. Japanese translation by GISPRI. The Digital Editor is Kiara Worth. The Editor is Pamela Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the European Union, the Government of Switzerland (the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN)), Italian Ministry for the Environment, Land and Sea, and the Kingdom of Saudi Arabia. General Support for the *Bulletin* during 2016 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation, Building and Nuclear Safety (BMUB), the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the United Nations Environment Programme (UNEP), and the International Development Research Centre (IDRC). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Wallonia, Québec, and the International Organization of La Francophonie/Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB team at the Bonn Climate Change Conference - May 2016, can be contacted by e-mail at <jennifera@iisd.org>.